

3 補助対象経費の注意事項

3-1 報償費

<要綱・要領>

- ・講師等への謝礼金（受講料）を補助対象とする。
- ・語り部プログラムに係る受講料を補助対象として認める。（商品化されているものに限る。）

<注意事項>

- ・取組2-②「防災研修会」に関する受講料のみが補助対象となります。（サロン活動等の謝礼金は補助対象外となります。）
- ・震災伝承施設におけるガイド料等、プログラムの値段が定められているものに限ります。

3-2 旅費交通費

<要綱・要領>

- ・電車賃、バス代などを補助対象とする。

<注意事項>

- ・補助を認める旅行については、概ね県内範囲の日帰り旅行のみとし、往復分の交通費について、補助対象とします。

3-3 消耗品費

<要綱・要領>

- 単価5万円未満の文具、日用品、原材料費、燃料費などを補助対象とする。
- 備品等に相当するものについては、1団体当たり3万円を補助上限とする。
(例) 4万円のイスを購入した場合、3万円が補助対象となります。
- 燃料費は、事業実施当日に要したものを補助対象として認める。
- 入場料等は、震災伝承施設への入場・入館料を補助対象として認めることとし、事業実施日ごとに参加者1人当たり1千円を補助上限とする。
- 集会所と一体と見なされる設備等(エアコンやストーブ等)及び景品・記念品は、補助対象外とする。

<注意事項>

- 翌年度以降も使うことができる物品は原則として、備品等に相当するものとして取り扱いますので、基本的には使い捨てのものを購入してください。
- インターネットによる注文や通信販売において発生する送金手数料、代引手数料、送料などについては、購入した商品とともに消耗品費として補助対象とします。
- 商品購入のため、店へ支払った入会金等の費用は補助対象外となります。

3-4 印刷製本費

<要綱・要領>

- 行事開催に向けたチラシ作製費・広報宣伝用の印刷代等を補助対象とする。
- 報告書の作成費用（レシート類のコピー代）について、補助対象とする。

<注意事項>

- 外部広告費用（新聞広告）については、補助対象外となります。

3-5 食糧費

<要綱・要領>

- 茶菓代及び食材費を補助対象とする。
- 茶菓代は、お茶代（清涼飲料を含む。）、茶菓子代（果物、漬物を含む。）を補助対象とする。
- 食材費は、参加者による調理を行う場合に限り補助対象とし、調理の外注又は既製品（おにぎり・弁当等）の購入は補助対象外とする。
- 事業実施日ごとに参加者1人当たり 500 円を補助上限とする。
例：夏祭り<50名参加> 500円×50名=25,000円が上限額
※25,000円を超過した分は、補助対象外とする。
- アルコール類は補助対象外とする。

<注意事項>

- ・調味料として使用する料理酒、ノンアルコール飲料については、補助対象となります。

3-6 保険料

<要綱・要領>

- ・ボランティア保険・イベント保険料などを補助対象とする。

<注意事項>

- ・行事ごとに加入する内容を補助の対象とし、年間保険料は補助対象外となります。

3-7 委託料

<要綱・要領>

- ・団体及び住民では実施が困難な業務に係る外注費は、1団体当たり3万円を補助上限とする。

<注意事項>

- ・委託する業務について、イベントの実施を伴わず、作業の全てを業者に任せるものについては、コミュニティ活動の実践がなされたとの判断ができないため、補助対象外となります。

3-8 使用料及び賃借料

<要綱・要領>

- ・ 行事開催時の会場使用料や事業用機械器具等の賃借料を補助の対象とする。

3-9 備品購入費

<要綱・要領>

- ・ 事業の実施に不可欠な機器の購入費をいい、単価5万円以上を備品とする。
- ・ 備品の購入に当たっては、用途が事業の趣旨に合致するとともに、真に必要不可欠である場合に限り、1団体当たり5万円を補助上限として購入を認めるものとする。
(例) 10万円のテーブルを購入した場合、5万円が補助対象となります。
- ・ エアコンやストーブなどといった集会所と一体と見なされる設備・備品については、補助対象外とする。

<注意事項>

- ・ インターネットによる注文や通信販売において発生する送金手数料、代引手数料、送料などについては、購入した商品とともに備品購入費として補助対象とします。
- ・ 商品購入のため、店へ支払った入会金等の費用は補助対象外となります。

3-10 補助対象外経費

- 事業を伴わない物品・備品の購入に要する経費

（例：ゴミステーションの購入など）

- 事務所や集会所の維持管理費
- 住民自治組織等の構成員の人件費や交際費
- 他の団体への負担金及び補助金など住民自治組織等が直接関与
又は実施しない事業に関わる経費

（例：支援団体などの他団体が主催する行事の参加費など）

- 用地取得又は補償に要する経費
- 既存の施設・設備等の撤去及び処分に関する経費
- その他補助することが適当でないと判断される経費